

12. 福祉施設／その他の福祉施設

①施設の防災面の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

可児市地域防災計画では、福祉センターは指定福祉避難所（第2次）に指定されており、併せて救援物資の第2次物流拠点にも指定されています。

また、福祉センター、勤労者総合福祉センター（Lポート）は、災害時の優先電話設置場所に指定されているほか、勤労者総合福祉センターは、応援部隊の活動拠点として指定されています。

②マネジメント基本方針等で示された課題・・・・・・・・・・・・・・・・

（※数値等は個別施設計画策定時【R2.12】のものであり、その後変更となっている場合があります。）

（1）福祉センター

◆存在意義の再検証

福祉センターは、福祉・文化施設の充実と大規模な催しや会議に利用可能な施設不足を解消することを目的に建設されました。現在は、社会福祉協議会の事務所や障がい者施設などが入り福祉拠点としての機能を持つほか、大規模ホールや会議室などの貸館機能を有しています。施設の稼働率については、営利目的の利用も可能であり、全体でも高い状況となっています。

地区センターや文化創造センターの建設により、福祉センターと同様の貸館機能が充足されてきました。地区センターの利用制限が見直しされ、福祉センターの利用頻度を検証した上で、貸館機能のあり方を検討していくことが必要です。

（2）勤労者総合福祉センター（Lポート可児）

◆施設目的と利用実態

施設の使用目的は、主にスポーツ、サークル、会議、講義・研修に大きく分類でき、地区センターや福祉センターと同様の使用実態と考えられます。近年は、市の子育て・多文化共生事業にも使用されており、施設の所期の目的である「勤労者等の福利厚生増進と教養、文化の振興」に沿った利用がされているのか、また地区センターとの差異についても検証することが必要です。

③施設の今後の方向性

(1) 福祉センター

◆施設のあり方の再検証

旧公民館についてはその利用制限が見直され、平成30年4月から地区センターへ移行しました。これにより地区センターの貸館において営利目的での利用が可能となりました。地区センターの貸館サービスと福祉センターとの差異がなくなると考えられ、今後の利用状況を注視する必要があります。

現時点で福祉センターの稼働率は高いため、地区センターの見直しに伴い福祉センターの貸館の利用が減少した場合や、建替え時には貸館サービス（ホール、会議室など）の廃止を検討するとともに、児童福祉や障がい者福祉等、福祉の複合拠点施設としての更新を検討します。

(2) 勤労者福祉総合センター（Lポート可児）

◆適当な時期にサービスの廃止を検討

地区センターと勤労者総合福祉センターとの間で、貸館サービス面の差異はほとんど無いものと考えられ、今後の使用状況を注視する必要があります。

体育室を除く施設の稼働率は低く、現在の使用実態は、当初の設置目的と必ずしも一致しているとは言えない状況にあります。将来的に別の用途への転用或いは施設の民間譲渡も視野に、適当な時期でのサービスの廃止を検討します。

④ライフサイクルコスト削減の目標

(1) 施設の長寿命化検討

【長寿命化により令和 33 年以降の建替えとなる施設】

福祉センター

検討効果 13 億 7,500 万円縮減

(2) 施設規模の縮小検討

令和 32 年までに対象となる施設はありません。

(3) 複合・集約廃止の検討

【検討の対象となる施設】

勤労者総合福祉センター（Lポート可児）、国民健康保険診療所

検討効果 6 億 3,900 万円縮減

【図 2-12】 縮減イメージ

